医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、レボノルゲストレル（内用剤に限る。）、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。

○厚生労働省告示第二百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(1237)　（略） (1238)　レボノルゲストレル。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十四条第一項に規定する医療用医薬品に限る。 (1239)～(1260)　（略） 九　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略） 八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(1237)　（略） (1238)　レボノルゲストレル (1239)～(1260)　（略） 九　（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年10月20日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　監督命令をした年月日　令和７年９月30日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　一般財団法人ベターリビング　東京都千代田区富士見二丁目七番二号　理事長　眞鍋　純

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和７年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第43条第３項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和35年３月31日条例第23号）第36条第１項第二号の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年10月20日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　監督命令をした年月日　令和７年９月30日

2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社確認サービス　本社　愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号　東京支社　東京都新宿区新宿一丁目十六番十号　大阪支社　大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四号　静岡支店　静岡県静岡市葵区御幸町十一番地の十　横浜支店　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十六番地四　豊橋支店　愛知県豊橋市大橋通一丁目六十八番地　岡崎支店　愛知県岡崎市錦町六番五　岐阜支店　岐阜県岐阜市金宝町一丁目十五番地　沼津支店　静岡県沼津市高島町十番地の十四　浜松支店　静岡県浜松市中央区砂山町三百五十五番地の四　代表取締役　畑中　重人

3　監督命令の内容　確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の完了検査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和７年10月21日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4　監督命令の原因となった事実　建築物１件の完了検査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第40条に基づく静岡県建築基準条例（昭和48年３月23日条例第17号）第10条の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。